

## 国立大学法人大阪大学の役職員の報酬・給与等について

### 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その者の業務実績に応じて行っている。

#### 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成17年人事院勧告に依拠し、役員報酬を平成17年12月から約0.3%引き下げる改定を行った。  
平成17年4月から本学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに3年間を上限として、月額50,000円を支給する制度を新設した。

理事

平成17年人事院勧告に依拠し、役員報酬を平成17年12月から約0.3%引き下げる改定を行った。  
平成17年4月から本学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに3年間を上限として、月額50,000円を支給する制度を新設した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

平成17年人事院勧告に依拠し、役員報酬を平成17年12月から約0.3%引き下げる改定を行った。  
平成17年4月から本学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに3年間を上限として、月額50,000円を支給する制度を新設した。

監事(非常勤)

平成17年人事院勧告に依拠し、役員報酬を平成17年12月から約0.3%引き下げる改定を行った。

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	24,610	15,596	7,458	1,556 (調整手当)		
理事 (7人)	129,543	82,140	37,205	8,184 (調整手当) 814 (通勤手当) 1,200 (特別赴任手当)		
監事 (1人)	14,545	9,384	3,979	936 (調整手当) 246 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	1,476	1,476				

注1:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「特別赴任手当」とは、本学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	千円	年	月			該当者なし

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### 人件費管理の基本方針

人件費の予算配分においては大学と部局の責任と権限を定め、管理運営における総長のリーダーシップを明確にすると共に、効率化などに対応する財政の健全性を担保する方策を策定し、それに基づき適正な人件費管理を行うものとする。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員等の給与改定状況及び法人の業務実績、財務状況等を考慮しつつ、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

個人の評価(教員については、教育業績、研究業績、社会貢献を判断して行うものとし、教員以外については、国家公務員の勤務評定制度を準用して行うものとする)を給与に反映させるため、賞与(業績手当)、特別昇給等の制度を積極的に活用している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与(業績手当)	成績率に8つのランクを設け業績を反映させている。
特別昇給	勤務成績が特に良好である場合、特別に昇給させることができる給与制度を整備し、在職者の15%に適用している。 教員については、評価の高い賞を受賞した者など教育研究に関する能力が優れている場合に、在職者の4%に適用している。
教育・研究功績賞	教育研究上の功績が特に顕著である教員を顕彰するため一時金(10万円)を支給している。

#### ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

##### 1. 平成17年人事院勧告に依拠した給与制度の改正

平成17年12月から常勤職員(寄附講座等教員を除く)の基本給月額を約0.3%引き下げる改定を行った。

平成17年12月から常勤職員(寄附講座等教員を除く)の基本給の調整基本額を一部引き下げる改定を行った。

平成17年12月から常勤職員(寄附講座等教員を除く)の配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げる改定を行った。

平成17年12月から常勤職員(寄附講座等教員を除く)の医師等調整手当の支給月額を一部引き下げる改定を行った。

##### 2. 非常勤職員(教育研究系以外)の給与制度の改正

平成17年4月から非常勤職員(教育研究系以外)について職種及び職務内容に応じて給与額を決定する職務給制度を導入した。

##### 3. 特別赴任手当の創設

平成17年4月から本学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに3年間を上限として、月額50,000円を支給する制度を新設した。

##### 4. 放射線取扱手当の改正

平成17年12月から放射線業務に従事した支給対象者について人事院規則の改正に即し、支給基準及び支給額(1日230円から1月7,000円)を改めた。

##### 5. 管理職手当の支給範囲及び支給率の見直し

部局等の統廃合や新設といった状況変化及び教職員の職務ないし職責の変化等により手当の支給範囲及び支給率を平成17年4月から見直しを行い、従前から支給対象の学科長及び部局附属の施設長については対象外とし、新たに定数を設定し副部局長に対して10%の支給対象者とした。

## 2 職員給与の支給状況

### 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	3,691	44.1	8,176	5,956	143	2,220
事務・技術	914	44.3	6,481	4,772	184	1,709
教育職種 (大学教員)	2,065	45.8	9,586	6,924	127	2,662
医療職種 (病院看護師)	494	36.5	5,765	4,329	104	1,436
技能・労務職種	33	52.4	6,132	4,562	218	1,570
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	3	49.2	8,150	5,916	98	2,234
教育職種 (外国人教師等)	10	46.3	9,768	6,904	111	2,864
医療職種 (病院医療技術職員)	155	41.9	6,389	4,737	225	1,652
指定職種	17	57.2	17,296	12,508	124	4,788

非常勤職員	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
非常勤職員	277	36.4	4,800	4,643	41	157
事務・技術	30	38.4	3,750	2,803	256	947
教育職種 (大学教員)	104	35.4	4,953	4,953	0	0
医療職種 (病院医師)	51	36.7	2,815	2,815	0	0
技能・労務職種	2	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医療技術職員)	13	28.3	4,001	2,997	266	1,004
医療職種 (医療技術職員)	8	28.3	3,305	3,305	0	0
教育職種 (寄附講座等教員)	69	39.1	6,841	6,841	0	0

注1: 在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2: 常勤職員の医療職種(病院医師)に該当する職種がないため省略した。

注3: 非常勤職員の医療職種(病院看護師)に該当する職種がないため省略した。

注4: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

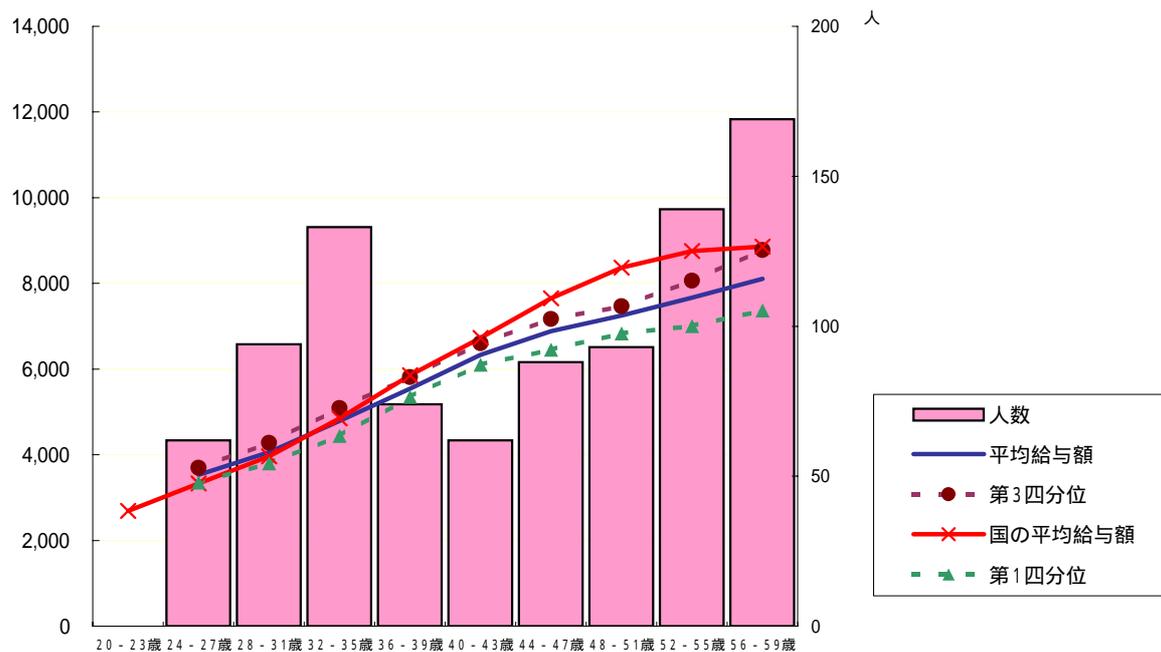
注5: 非常勤職員の医療職種(医療技術職員)とは、医療職種(病院医療技術職員)と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

注6: 非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

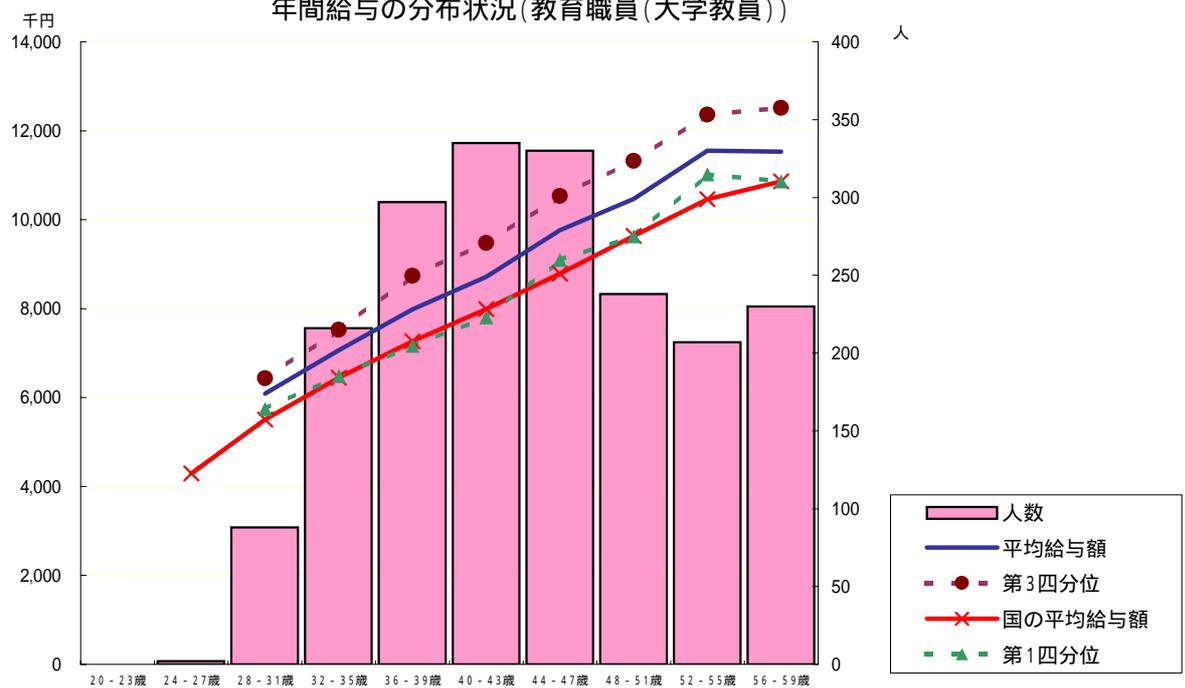
注7: 非常勤職員の教育職種(寄附講座等教員)とは、教育職種(大学教員)と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。]

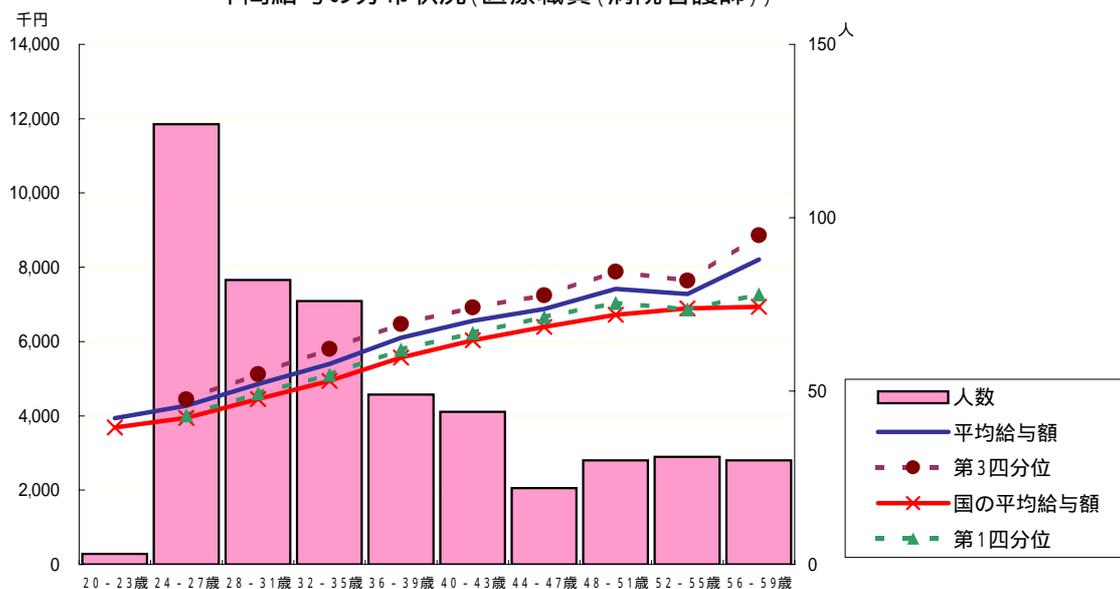
年間給与の分布状況(事務・技術職員)



年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))



年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



- 注1: 医療職員(病院看護師)について、年齢20～23歳の該当者が3名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位を記載していない。  
 注2: 教育職員(大学教員)について、年齢24～27歳の該当者が2名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額及び第1・第3四分位を記載していない。  
 注3: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	12	57.5	10,769	11,215	12,124		
課長	50	55.6	8,655	9,197	9,610		
課長補佐	76	55.1	7,564	7,966	8,247		
係長	336	50.1	6,690	7,078	7,556		
主任	230	41.1	4,960	5,686	6,412		
係員	210	30.9	3,646	4,143	4,453		

注: 「分布状況を示すグループ」欄の各職位の相当職については、「部長」には「監査室長」及び「次長」を含み、「課長」には「室長」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には「室長補佐」、「事務長補佐」、「専門員」、「図書館専門員」、「技術専門員」及び「主任専門職員」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。また、「係員」とは「事務職員」、「技術職員」及び「図書職員」を示す。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	666	53.7	11,187	11,843	12,349		
助教授	588	44.6	8,949	9,457	9,946		
講師	118	43.8	8,194	8,951	9,748		
助手	677	39.3	6,628	7,282	7,923		
教務職員	16	47.9	5,938	6,248	6,666		

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	2	-	-	-	-
副看護部長	4	49.3	-	7,911	-
看護師長	49	49.8	7,108	7,657	8,118
副看護師長	69	42.8	5,965	6,581	7,109
看護師	361	32.8	4,305	5,140	5,733
准看護師	9	55.1	5,930	6,562	7,194

注1:看護部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均年齢以下を記載していない。

注2:副看護部長の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから第1・第3四分位を記載していない。

注3:「看護師」には看護師相当職である「保健師」及び「助産師」を含む。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職位		事務職員・技術職員・図書職員	主任・事務職員・技術職員・図書職員	係長・専門職員・技術専門職員・主任・図書職員	課長補佐・専門職員・主任専門職員・技術専門職員・図書館専門職員・係長・専門職員・技術専門職員	課長・事務長・室長・課長補佐・専門職員・主任専門職員・技術専門職員・図書館専門職員	部長(部長相当職を含む)・課長・事務長・室長・技術専門職員	部長(部長相当職を含む)	部長(部長相当職を含む)
人員(割合)	914	76 (8.3%)	185 (20.2%)	422 (46.2%)	141 (15.4%)	59 (6.5%)	20 (2.2%)	8 (0.9%)	3 (0.3%)
年齢(最高～最低)		32～24	42～27	59～33	59～45	59～33	59～45	59～52	57～53
所定内給与年額(最高～最低)		3,247～2,295	4,232～2,598	6,474～3,347	6,949～4,908	7,794～5,055	9,408～6,355	9,187～6,805	9,033～8,744
年間給与額(最高～最低)		4,182～3,139	5,471～3,554	8,551～4,598	9,286～6,841	10,138～6,790	12,080～8,683	12,208～9,356	12,513～12,080

区分	9級	10級
標準的な職位	事務局長	別に定める
人員(割合)	該当無し (%)	該当無し (%)
年齢(最高～最低)		
所定内給与年額(最高～最低)	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円	千円

## (教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	2,065 人	16 人 (0.8%)	677 人 (32.8%)	118 人 (5.7%)	588 人 (28.5%)	666 人 (32.3%)
年齢 (最高～最低)		59～28 歳	62～27 歳	62～30 歳	62～30 歳	62～36 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		5,260～3,387 千円	7,504～3,426 千円	8,942～4,751 千円	9,001～4,561 千円	11,801～6,304 千円
年間給与額 (最高～最低)		7,182～4,653 千円	9,485～4,647 千円	11,475～6,626 千円	11,923～6,314 千円	16,018～8,852 千円

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師・保健 師・助産師	看護師長・副 看護師長	副看護部長・ 看護部長	看護部長・副 看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	494 人	9 人 (1.8%)	361 人 (73.1%)	75 人 (15.2%)	44 人 (8.9%)	4 人 (0.8%)	該当無し (%)	1 人 (0.2%)
年齢 (最高～最低)		59～46 歳	59～22 歳	59～29 歳	59～39 歳	57～45 歳		- 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		5,926～3,865 千円	6,250～2,782 千円	6,820～3,625 千円	7,114～4,475 千円	7,296～5,219 千円		- 千円
年間給与額 (最高～最低)		7,507～5,286 千円	8,159～3,690 千円	8,827～4,827 千円	9,471～6,459 千円	9,788～7,474 千円		- 千円

注：7級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

## 賞与(平成17年度)における査定部分の比率

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 65.8	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.6	% 34.2	% 34.9
	(平均) 最高～最低	% 44.2～31.5	% 43.0～28.4	% 42.7～30.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 67.5	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当)	% 33.8	% 32.5	% 33.1
	(平均) 最高～最低	% 40.9～30.6	% 37.8～28.7	% 37.1～30.2

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.3	64.6	64.0
	査定支給分(勤勉相当)	36.7	35.4	36.0
	(平均) 最高~最低	41.7~32.3	39.8~31.4	40.5~31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8	66.8	66.3
	査定支給分(勤勉相当)	34.2	33.2	33.7
	(平均) 最高~最低	41.7~30.6	40.1~25.1	40.9~30.1

## (医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	-	-	-
	査定支給分(勤勉相当)	-	-	-
	(平均) 最高~最低	-	-	-
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4	66.7	66.1
	査定支給分(勤勉相当)	34.6	33.3	33.9
	(平均) 最高~最低	41.7~31.0	40.2~30.1	40.9~30.5

注: 医療職員(病院看護師)の管理職員について、該当者が2名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから当該区分の各事項について記載していない。

## 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

## (事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	92.2
対他の国立大学法人等	106.4

## (教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))	109.3
対他の国立大学法人等	107.7

## (医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	109.5
対他の国立大学法人等	112.2

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

## 給与水準の比較指標について参考となる事項

医療職員(病院看護師)の対国家公務員(医療職(三))の指数について前年度「107.5」、対前年度比「2.0」増、対他の国立大学法人等の指数では前年度「109.8」、対前年度比「2.4」増であることについては、比較の対象となった当法人の人員構成が異なること、看護師長等の役職者の割合が高いことなどが主な要因と考えられる。

## 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 36,116,578	千円 36,245,954	千円 (%) 129,376 ( 0.35)	千円 (%) 129,376 ( 0.35)
退職手当支給額 (B)	千円 3,618,649	千円 4,156,374	千円 (%) 537,725 ( 12.93)	千円 (%) 537,725 ( 12.93)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 7,404,627	千円 6,239,860	千円 (%) 1,164,767 (18.66)	千円 (%) 1,164,767 (18.66)
福利厚生費 (D)	千円 5,153,191	千円 5,018,323	千円 (%) 134,868 (2.68)	千円 (%) 134,868 (2.68)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 52,293,045	千円 51,660,511	千円 (%) 632,534 (1.22)	千円 (%) 632,534 (1.22)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

### 総人件費について参考となる事項

#### 総人件費について

「給与、報酬等支給総額」について対前年度比 0.35%減となった要因としては平成17年人事院勧告に依拠し平成17年12月から約0.3%引き下げの改定を行ったこと、12月期賞与において、国家公務員に適用される支給額を勘案し支給率の調整を行ったこと及び教職員の現員が欠員を含めて約20名程度減となったことによるものである。

「最広義人件費」について対前年度比1.22%増となった要因としては「非常勤役職員等給与」が対前年度比18.66%増によるものである。これは教育研究の活性化、研究面における競争力をより一層高めること及び優秀な人材を確保することを目的として制度化した年俸制給与制度による寄附講座等教員を、21世紀COE等によって得られた外部資金により雇用したことによるものである。(約120名程度増員)

行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況について  
中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」等  
基準年度(平成17年度)の

「給与、報酬等支給総額」 36,116,578(千円)

「人件費予算相当額」 36,971,115(千円)

### 法人が必要と認める事項

- 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標について  
この比較指標については、調整手当が含まれた年額にて算出しています。

当該手当の区分は、12%支給地域、10%支給地域、6%支給地域、3%支給地域及び非支給地域の5区分となっており、本学は10%支給地域に該当します。